

# 離島等供給約款以外の供給条件

(料金についての特別措置)

令和7年6月25日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

20250611 資 第 11 号

承 認

令 和 7 年 6 月 25 日

## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和7年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和7年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

#### (1) 低圧で供給を受ける場合

令和7年8月の料金に係る計量期間等から令和7年10月の料金に係る計量期間等までといたします。

#### (2) 高圧で供給を受ける場合

令和7年8月1日から令和7年10月31日までといたします。

### 3 燃料費調整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯〔ドリーム8〕）(4)、離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯〔eタイム3〕）(4)、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕21（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧〕23（農事用電力）(3)、離島約款〔低圧〕24

(融雪用電力A〔ホットタイム19〕)(4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕)(4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕)(4), 離島約款〔低圧〕附則3(深夜電力Dのお客さまについての特別措置)(2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(2)もしくは離島約款〔低圧〕附則7(深夜電力Cのお客さまについての特別措置)(4)の電力量料金において燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕別表2(燃料費等調整)(1)ロにもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

離島約款〔低圧〕において、2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕22(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯〔ドリーム8〕)(4), 離島約款〔低圧〕18(3時間帯別電灯〔eタイム3〕)(4), 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕21(低圧電力)(5), 離島約款〔低圧〕22(臨時電力)(3)ロ、離島約款〔低圧〕23(農事用電力)(3), 離島約款〔低圧〕24(融雪用電力A〔ホットタイム19〕)(4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕)(4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕)(4), 離島約款〔低圧〕附則3(深夜電力Dのお客さまについての特別措置)(2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(2)もしくは離島約款

[低圧] 附則 7 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金は、離島約款 [低圧] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (イ) a, b または c により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (イ) d により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

## 5 燃料費等調整

離島約款 [高圧] において、2 (適用期間) に定める適用期間における燃料費等調整額は、離島約款 [高圧] 別表 2 (燃料費等調整) (2) に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (ロ) a, b または c により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ (ロ) d により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

## 6 そ の 他

その他の事項については、離島約款 [低圧] または離島約款 [高圧] に定めるところによるものとしたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

#### イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## (2) 燃料費調整単価

### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### a 低圧で供給を受ける場合

(a) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、121,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{円} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ρ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 低圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年8月の料金に係る計量 期間等
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年9月の料金に係る計量 期間等
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年10月の料金に係る計量 期間等

- b 高圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年8月1日から 令和7年8月31日までの期間
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年9月1日から 令和7年9月30日までの期間
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年10月1日から 令和7年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる  
燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 +  
e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価  
を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -  
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価  
以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -  
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38円84銭	46円61銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	63銭	75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
1契約につき	200円00銭	240円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋  
eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -  
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -  
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間 および令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日に

つき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 8 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 8 銭 1 厘

#### ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 1 3 銭 6 厘
---------------------	---------------

#### ニ 深夜電力 A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 7 円 2 7 銭 0 厘
---------	-----------------

#### (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 7 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 8 銭 8 厘

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

#### (1) 低圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。

#### (2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価，加重平均市場価格調整単価ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。